

臨時食品営業に係る契約書

主催者 田布施町観光協会 会長 坂本大典（以下「甲」という。）が開催する第51回たぶせ桜まつりの会場において、出店販売する事業所・個人および団体（以下「乙」という。）は以下の項目について臨時食品営業に係る契約を締結する。

（実施期日）

第1条 臨時食品営業の実施期日は、令和6年4月7日（日）とする。

（臨時食品店営業許可）

第2条 乙において臨時食品店営業許可が必要な場合は、所轄の保健所において責任をもって対応する。

（保菌検査）

第3条 乙において臨時食品営業に携わるすべての従事者は、所轄の保健所において保菌検査等（但し任意）を自主的に行い、事故のないように管理義務を必要とする。

（賠償責任）

第4条 乙の臨時食品業において生じた一切の損害については、甲はその責任を負わない。

2 全ての責は乙が負うものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 田布施町中央南1番地6
田布施町観光協会
会長 坂本大典

乙